

写

23町監第137号の2

2024年3月29日

町田市議会議長 木目田 英男 様
町田市市長 石坂 丈一 様

町田市監査委員 小泉 めぐみ
同 古川 健太郎
同 佐藤 和彦
同 白川 哲也

2024年第1回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

2024年第1回定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象部課

町田市民病院事務部（総務課、施設用度課、経営企画室及び医事課）

(2) 対象事務

2023年度（必要に応じて2022年度以前を含む。）に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務

3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 診療報酬請求は、適時適切に行われているか
	ウ 調定期期及び手続は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効の更新手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
	オ 指定納付受託者による納付手続及び収入事務受託者による収納手続は適正に行われているか

(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 企業出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保されないリスク	ア 有形固定資産は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 有形固定資産の現況確認体制は確立しているか
	ウ 薬品は適切に管理され、在庫現在高は帳簿と一致しているか
	エ 薬品のたな卸は適正に行われているか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問、また、現金等の取扱いや有形固定資産及び薬品の管理について実査を行った。なお、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の運用状況の検証も併せて実施した。

○町田市民病院事務部

	勘定科目	残高(円)
収入事務	入院収益	6,764,832,359
	外来収益	2,602,060,343
	医業未収金	1,867,293,535
	預り金	66,217,385

	契約件名又は勘定科目
支出事務	2023年度試薬購入(単価契約)
	2023年度放射性医薬品購入(単価契約)
	町田市民病院医事業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院設備維持管理業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院院内物流管理業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院医薬品管理業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院中央手術室、中央材料室及び内視鏡室補助並びに洗浄・滅菌・消毒業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院未収金回収外部委託
診療材料費	

	契約件名
契約事務	2023年度試薬購入(単価契約)
	2023年度放射性医薬品購入(単価契約)
	町田市民病院医事業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院設備維持管理業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院院内物流管理業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院医薬品管理業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院中央手術室、中央材料室及び内視鏡室補助並びに洗浄・滅菌・消毒業務委託(長期継続契約)
	町田市民病院未収金回収外部委託

財産管理 事務	たな卸資産			残高(円)	
	薬品			47,339,576	
	有形固定資産		取得年度	取得価額(円)	帳簿価額(円)
	全身用X線CT診断装置		2020	106,730,000	74,839,076
	次期医療情報システム更新 初期構築作業・物品一式		2021	619,733,100	500,312,700
	放射線管理システム(RIS・PACS)		2021	150,000,000	120,750,000
	手術支援ロボット(Da Vinci)		2022	175,600,000	169,041,340
次期医療情報システム院内ネットワーク		2022	89,410,300	75,998,755	

(注) 表中の金額は、2024年1月31日現在のものである。

6 監査の期間及び実施場所

2024年1月4日から2024年3月29日まで町田市庁舎及び町田市民病院で監査を実施した。

7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

町田市民病院事務部施設用度課及び医事課

<契約事務>

【指摘】契約原議書については、地方公営企業法施行令等にとり、随意契約及び契約保証金の免除の事由を適切に確認すべきもの

地方自治法第234条第1項及び第2項では、地方公共団体の契約は一般競争入札を原則とし、随意契約は政令で定める場合に限り締結できることを定め、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号^{*1}では、それぞれの号において随意契約ができる場合を定めている。

地方自治法施行令第167条の16第1項では、地方公共団体と契約を締結する者に対し、契約保証金を納めさせなければならないことを定め、町田市病院事業契約事務規程第33条各号^{*2}では、それぞれの号において契約保証金を免除できる場合を定めている。

契約締結の意思決定について、町田市では、契約額、契約の相手方、随意契約の根拠条項、契約保証金の免除条項等の契約に関する主要な事項を記載した契約原議書に契約書案等を添付し、決裁することにより行っている。

契約に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、監査対象とした8件の契約のうち、5件の契約において、契約原議書の随意契約又は契約保

証金の免除とする根拠条項の記載誤り（随意契約2件、契約保証金3件）があった。

主管部課によれば、契約原議書の決裁時の確認が不足していたとのことであった。

契約原議書の決裁時の確認が不足していたとのことであるが、随意契約は、原則である一般競争入札と異なり、競争性、透明性、価格の妥当性などで公正さを欠くおそれがあり、また、契約保証金は、契約の履行を確保するために徴するものである。そのため、契約締結の意思決定文書である契約原議書において、随意契約及び契約保証金の免除の事由については、その根拠が適正であることを確認しなければならない。

主管部課は、地方公営企業法施行令等にとり、随意契約及び契約保証金の免除の事由について、契約原議書において適切に確認すべきである。

※1 地方公営企業法施行令

（随意契約）

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- （2）不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター（中略）から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。
- （4）新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- （5）緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- （6）競争入札に付することが不利と認められるとき。
- （7）時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- （8）競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- （9）落札者が契約を締結しないとき。

※2 町田市病院事業契約事務規程

（契約保証金納付の免除）

第33条 施行令第167条の16第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1）契約者が保険会社との間に履行保証保険契約を締結したとき。
- （2）契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と町田市民病院を被保険者とする工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約者が第3条又は第21条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、1件の契約金額が500万円を超える工事請負契約（契約変更に係るものを除く。）を締結するときに除く。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されたとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益的法人と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特にその必要がないと認めるとき。

町田市民病院事務部経営企画室及び医事課

<収入事務>

【指摘】現金の管理及び会計帳簿の作成については、町田市病院事業会計事務規程等 にのっとり、適正に行うべきもの

地方公営企業法第28条第1項では、地方公営企業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置くことを定め、町田市病院事業会計事務規程第2条第2項及び第3項では、町田市病院事業管理者は、現金の収納等の会計事務を企業出納員である経営企画室長に委任することを定め、同規程第21条では、現金取扱員は、現金を収納したときは、当該収納した日のうちに企業出納員に引き継がなければならないと定めている。

また、地方公営企業法施行令第9条第2項では、「地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と定め、町田市病院事業会計事務規程第9条第1項及び第3項では、企業出納員は、会計帳簿として、総勘定元帳等を整理し、保管しなければならないと定めている。

現金の管理に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、医事課の現金取扱員が、患者からの預り金である松葉杖貸出保証金（以下「保証金」という。）を取り扱っていたが、日ごとの受入金額、払出金額、残高を記載する帳簿や金庫内の保管物を記録する帳簿を作成しておらず、現金の受払いや保管について決裁が取られていなかった。また、保証金は、医事課の現金取扱員から企業出納員が所属する経営企画室へ引継ぎがされておらず、経営企画室において、総勘定元帳等への記載がされていなかった。

主管部課によれば、保証金に係る現金の管理については、医事課において決裁をしないことが常態化していたとのことであり、保証金の経営企画室への引継ぎについては、医事課において認識がなかったため行っておらず、また、経営企画室においても保証金の存在を把握していなかったため、総勘定元帳等へ記載をしていなかったとのことであった。

医事課において、保証金に係る現金の管理について決裁をしないことが常態化しており、保証金の経営企画室への引継ぎについては、認識がなかったとのこと

であるが、現金の管理に関して、町田市会計事務規則や会計事務の手引きでは、現金出納簿や金庫内保管物記録簿で現金の受払いや残高、金庫内の保管物の記録を行い、決裁をすることで組織的な管理を行うこととしている。現金は、不正や紛失等の事故につながるリスクが高く、厳格な管理が求められる。医事課は、現金に係る帳簿を整理し、日々の決裁をすることで組織的な管理を行うとともに、マニュアルの整備や職員研修等により、保証金の適切な取扱いについて周知徹底し、経営企画室へ確実に引き継がなければならない。

また、経営企画室においては、保証金の存在を把握していなかったため、総勘定元帳等へ記載をしていなかったとのことであるが、企業出納員である経営企画室長は、現金の収納等について町田市病院事業管理者から委任を受けており、自己の責任においてこれを処理する権限を有するものである。経営企画室は、各課における現金に係る取引を把握し、適正に現金が管理されていることを確認したうえで、総勘定元帳等の会計帳簿を正確に作成しなければならない。

主管部課は、町田市病院事業会計事務規程等にのっとり、現金の管理及び会計帳簿の作成を適正に行うべきである。

町田市民病院事務部医事課

<収入事務>

【指摘】督促については、町田市病院事業処務規程等にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法施行令第171条では、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと定め、地方自治法第236条第4項では、法令の規定により普通地方公共団体がする督促は、時効の更新の効力を有すると定めている。町田市病院事業処務規程第23条第2項及び町田市事務決裁規程別表第2の3の項第9号では、町田市病院事業に係る督促について、決裁区分を課長と定めている。

また、町田市病院事業公印規程第12条第1項では、「公印の押印を求めようとする者は、押印しようとする文書に決裁済の文書を添えて公印管守者又は公印取扱者の照合を受けなければならない。」と定め、同規程第15条では、法律効果を伴わない文書については、公印の押印を省略することができると定めている。

医業未収金のうち患者負担分に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、督促に係る決裁が取られておらず、公印も押印されていなかった。

主管部課によれば、未納者へ迅速に支払を促すため、決裁及び公印の事務手続をせずに督促状を送付してきたとのことであった。

決裁は、病院事業の合理的かつ能率的な運営を期するため、事案に応じ、決裁責任者を定め、その権限に属する事務の処理について最終的に意思決定を行うことである。また、公印は、公の機関が発する文書に真実性及び公信性を与える重要な役割を有しており、法律効果を伴わない文書を除き、公印の押印を省略することができない。

未納者へ迅速に支払を促すため、決裁及び公印の事務手続をせずに督促状を送

付してきたとのことであるが、督促状は時効の更新という法律効果を伴う文書であり、公印の押印を省略することができないことから、決裁後に公印を押印して速やかに送付しなければならない。

主管部課は、町田市病院事業処務規程等にのっとり、督促を適正に行うべきである。